

Legal professional corporation 2014.11 vol. 11

# GRACE News Letter

CONTENTS

●TOPICS	グレイスNews!	社労士	丸山 信一
●コラム	交通事故の過失割合について	弁護士	永 瀧 友 也
●いま注目の企業紹介	株式会社ヒューマン・クレスト	代表取締役	野 元 若 家 様
●グレイス・スケジュール	海外技術研修員のご紹介		
●事務員コラム	商品・サービス紹介編「オフィスLS.株式会社」	事務員	河 野 純 子

## TOPICS ☆ グレイスNews!

### グレイスに『社会保険労務士』が誕生しました! //

この度、企業法務チームの丸山が社会保険労務士に合格致しました。グレイスは労務的課題や助成金関連のニーズには既に対応しているところですが、今後は社労士分野での厚みを増して事業主の皆様にご貢献して参ります。これからの丸山の活躍にご期待ください。

新たな任務で  
皆様のサポートを全力で。  
鹿児島で志を実現します!



企業法務チームの丸山信一です。入所は昨年4月。最年長者で来年は還暦を迎えます。日ごろは事業主様への訪問活動を通じて、グレイスの6名の弁護士が皆様のお役に立てるようサポート業務を致しています。

極めて私事ではありますが、今年度の社会保険労務士資格試験にて合格の通知を頂くことができました。

航空界の大事の余波で得た転身のチャンスに社労士となる夢が再燃し、前職を56歳で早期退職。鹿児島支店での10年のご恩をお返し出来るならばの思いで、家内と2人で1ターン致しました（退職時にANA 総研と鹿児島駐在として嘱託契約）。代表の古手川弁護士と巡り合うことで、就労場所だけでなくエネルギーな若い仲間達に恵まれ、勉学の環境をも得ることになりました。

当初より私の目指すところを古手川代表に受け入れてもらいましたので、これよりは社会保険労務士が所属する弁護士法人グレイスが活動の領域を広げていく、そのための責任を負ったのだ、との決意も新たにしました次第です。

私の鹿児島歴は通算で16年ですし、グレイスはまだ6年です。

弁護士法人グレイスはこれからも徹底したアグレッシブな活動で評価を頂こうと思いますが、皆様のお引き立てあつてのグレイスでもあります。

どうぞ変わらぬ叱咤激励をお願い致します。

#### 社会保険労務士 丸山 信一

略歴	1975年 4月	同志社大学文学部社会学科 入学
	1979年 3月	同 新聞学専攻 卒業
	1979年 4月	全日本空輸株式会社 入社
	1998年 7月	同 鹿児島支店
	2008年 4月	同 広島支店
	2009年 10月	同 成田空港支店
	2012年 3月	全日本空輸株式会社 退社
	2012年 9月	株式会社ANA総合研究所 嘱託契約、現在に至る
	2013年 4月	弁護士法人グレイス 入所

## 交通事故の過失割合について

弁護士  
永瀨 友也



今回のコラムを担当致します、弁護士の永瀨です。  
当事務所において、私は交通事故チームに所属し、交通事故案件を多く担当しています。

今回は、交通事故の法律相談の中で、誤解されている方が多いのではないと思われる過失割合の問題を取り上げたいと思います。

交通事故において、どちらの当事者が事故に対して負う責任が大きいかという過失割合が問題になる場合、「どちらの車も動いているから100対0にはならない。」「駐車中の車にぶつかったのだから、駐車中の車には責任が無く、ぶつかった車が100%の責任を負う。」と言われることがあります。保険会社の職員の方からもこのような説明をされることがあります。

しかし、これは間違いです。動いている車同士の事故であっても、一方の車に事故を回避できる可能性がなければ、過失割合が100対0になることはあります。

例えば、優先道路と非優先道路が交わる交差点において、非優先道路から優先道路に右折して出てくる車と、優先道路を走行していた自動車があつた場合、右折車が徐行をしていなかったときは、過失割合は、右折車100、優先道路走行車が0となります。

また、駐車中の車に追突してしまった場合でも、駐車中の車に責任なしとはならない場合があります。

夜間、駐車禁止のやや明るい道路に駐車していた大型自動車に原動機付自転車が追突したという事案で、駐車していた大型自動車が35%、原動機付自転車が65%との過失割合を認定した裁判例もあります。

駐車中の車両との衝突事故であっても、事故現場の状況（高速道路か一般道路か、道路の幅員、明るさ、天候、交通状況、時間帯など）、駐車車両の事情（違法駐車か否か、駐車時間、駐車車両の大きさ、ハザードランプやテールランプを点滅させていたかなど）、衝突車両の事情（衝突車両の車種、速度、運転者の運転状況、前方注視義務違反の程度など）を考慮して、駐車車両と衝突車両の過失割合が認定されますので、駐車車両であっても過失割合が0になるとは限らないのです。駐車中の車両への追突事故の場合、裁判例においては、駐車車両の過失割合が0%から20%の範囲で認定されることが多いようです。

交通事故の損害賠償の交渉をするうえで、過失割合は、賠償金額を大きく左右する重要な要素になります。加害者側の主張する過失割合に納得ができない場合、是非一度当事務所にご相談ください。

## ■ セミナー・講演実績

### 事業承継(相続編) (講師:佐藤弁護士)

10月30日に9回目となるセミナーを開催しました。事前に紹介致しました事例に基づきまして、父と息子とで順調に行っていた会社が、代表者である父親の急死に伴い、財産基盤の面から会社の存続が危うくなっていく事態に至りかねないことをご説明し、事業承継対策を行うことの必要性についてご理解頂くよう尽力しました。参加者の皆様からも、様々なご質問やご意見を頂戴し、活発なセミナーとなりました。今回のセミナーをきっかけに、事業承継対策に今から取り組むことの重要性を理解して頂き、当事務所にご相談くださることをお勧めする次第です。

今年のセミナーの最終回は11月でございます。詳しくは本紙の「セミナー開催のお知らせ」をご覧ください。



## いま注目の企業紹介

株式会社ヒューマン・クレスト

今年は創業10周年を迎えられました。どのような組織運営をされて現在に至ったのでしょうか。

ようやくスタートラインに立ったという思いです。社員教育と社内の環境整備に努めてきました。従業員は家族です。営業のたたき上げで育ってきた7、8年の古株を中心に16名の財産ともいえる精鋭によって私たちファミリーは成り立っています。攻めと守りのバランスを重視し、特に守りを固める中で、人員こそ4年前の半分ですが、ほとんどが20代、30代と若く夢と希望を持った者ばかりです。

開発業、建築業に加え、流通店舗の企画コンサルを手掛けられ、「売れる店づくり」を標榜されています。

基本的に企画や開発のコストは無償提供しています。重視しているのはドミナント戦略です。立地条件に相応しいご提案ができるかに掛かっていると考えます。依頼されたことをそのまま作るという「特命モデル」を排し、力点は立地調査に基づく開発であることを信条としています。ですから、私たちはお客様と向き合うと弱いですが、隣に置いていただく強みを発揮します。また、このことへの気付きで社員は飛躍的に成長します。

ヒューマン・クレストの戦略の原点はどこに由来するのでしょうか。また、目指しているものは何でしょうか。

ビジネスはあくまでも手段と考えます。あるべき場所に社員という人材を配置し、人としての成長、人としての頂点を極める。そのことをファミリー全員が目指してもらいたいです。そしてできれば志をもった経営者になって欲しいのです。私の目標



代表取締役  
野元 若家 氏

は世の人のために生涯を全うした祖母であり、会社の原点にあると言えます。

店舗開発事業を通じてヒューマン・クレストが人材育成の学校にもなっているのですね。さて、グレイスとの縁は如何に進んだのでしょうか。

私にとっての財産は生き様そのものであり、その中で得た人脈です。自然体で臨めば人と人は出会うものです。共通の知人、同世代の交流が縁となって、古手川代表を知りましたが、発想の柔軟さに注目しました。きっと鹿児島でも新しい風を吹き込むだろうと思いましたが、人間としての魅力で互いに認め合う関係ができました。

ニュースレターやメルマガをお読みの皆さまや起業を目指す若い世代の皆様にも一言を願います。

グレイスについては、特に先輩経営者の皆様にも知ってもらいたいと思いますし、活用することのメリットを感じてもらいたいです。また、鹿児島の発展のためにも応援をして欲しいです。私は35歳で古手川代表より5歳年下ですが、30歳代は起業でも承継の場合でも準備期間として重要になります。より多くの出会いで気付きを生み、そしてチャンスをつかんでもらいたいです。

最後にグレイスへのメッセージもお願いします。

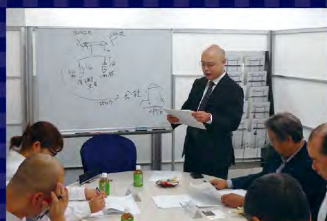
40歳代から心身ともにバランスよく勝負できるものだと思いますから、健康第一で、且つ目標に突き進んでもらいたいです。ニュースレターは楽しみにしています。「ヒューマン・クレスト新聞」は5年前から発行を始めましたが、お陰様、その気持ちの表現をしています。ある面、グレイスを良きライバル、そして同志としてこれからも付き合いたいと思います。過去を大切な肥やしにして将来の夢を語っていきましょう。

## 株式会社 ヒューマン・クレスト

事業内容/流通店舗の企画コンサルタント業務 他  
本 社/〒892-0846  
鹿児島県鹿児島市加治屋町3番12号  
代 表/代表取締役 野元 若家  
創業・設立/2004年4月  
資 本 金/2000万円



※これまでのインタビューの様子はHP「顧問先様の声」にてご覧頂けます。





## 海外技術研修員のご紹介

11月4日より、鹿児島県の海外技術研修員としてブラジル出身の弁護士が当事務所にて研修しております。



ヴェルガラ・ラファエル  
ラファエル 氏です。

はじめまして。弁護士の笹田ヴェルガラ・ラファエル悠司と申します。

私は、日本語と日本の法律を学ぶために、鹿児島県の海外技術研修員としてグレイスで研修をしています。特に、日本の民法・企業法・消費者関連法を学び、ブラジルでの弁護士活動に活かしていきたいと考えております。ブラジル（ポルトアレグレ市）出身の日系3世ですので、日本語は少々話せますし、日本食も大好きです。短期間ではありますが、宜しくお願い致します。



リオグランデ・スール州  
ポルトアレグレ市

笹田弁護士の研修期間は来年2月までの予定ですので、今後、直接ご挨拶させて頂く機会もあるかと存じます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

## 事務員コラム

## 商品・サービス紹介編



事務員 河野 純子

本誌8月号と同封して募集致しました『企業様の商品・サービス紹介』がスタートします。初回を飾るのは最初に手を挙げてくださった「オフィスLS.株式会社」様です。

VOL.1  
オフィスLS.株式会社

ホームページ制作とシステム開発を主に手掛け、ネット上で全国各地の地域情報を発信する「みんなの経済新聞ネットワーク」の鹿児島版「鹿児島経済新聞」を運営されています。この「鹿児島経済新聞」と聞いて気付き方は多いのではないのでしょうか。20～50歳代の県内外のビジネスマンやOLに読者層を持ち、街ネタといった素材を楽しく面白く追求することをコンセプトにされています。紙媒体ではない新聞を扱う会社！鹿児島のWEB媒体の先駆けとも言えるかもしれませんね。

その実、鹿児島でFacebookランキングは2位を誇ります。社長はアイデアマンで知られる西久保誠氏。販売力や集客力の強化には欠かせないツールを提供されています。

是非一度オフィスLS.のホームページを覗いてみてください。

最後に、鹿児島経済新聞には『編集部おすすめグルメ』というコーナーがあります。今イチオシの商品は「六白黒豚のギフトセット」。大切な人にとんかつやしゃぶしゃぶを贈って頂きたいとのこと。価格も驚きの逸品です。これからの季節の贈答品にいかがでしょうか。

興味をもたれた方は、是非こちらでもホームページで検索を!



▲ 鹿児島経済新聞  
<http://kagoshima.keizai.biz/>



▲ 「六白黒豚ギフトセット」の一例  
※写真はイメージです



『商品・サービス紹介』は随時募集しております。企業間のビジネスマッチングの場としての効果も期待できますので、是非ご活用ください。

## 弁護士法人グレイスに「ブログ」があるのはご存知ですか？

ご存知ですか？

『弁護士ブログ』法律に関する記事や、弁護士のプライベートでの出来事など  
<http://ameblo.jp/kote-law/>

『事務局ブログ』事務員のプライベートでの出来事、事務所の業務風景、雑学など  
<http://ameblo.jp/kotegawalaw-stuff/>

ブログ随時  
更新中です

アメブロ 弁護士法人グレイス 検索  
(当事務所HPからもアクセス可)

全ては依頼者の最大の利益の為に

契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら！  
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間：平日9:00～18:30  
※緊急案件については土日でもご対応  
できる場合があります

